

# 一般社団法人恵那青年会議所役員及び委員長選任規程

## 第1章 目的

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人恵那青年会議所定款第15条第2項に基づく役員選任の方法に関する事項を規定する。

(用語の定義)

第2条 本規程において一般社団法人恵那青年会議所を「本会」、一般社団法人恵那青年会議所定款を「定款」と称する。

2 前項のほかに本会の定款に略称をもって定義した規程は、本規程においてもこれを適用する。

## 第2章 選挙管理委員会

(設置目的)

第3条 本会は、理事長、監事、理事の選出、選挙に関する事務を管理するため、選挙管理委員会を設置する。

(選挙管理委員の選出)

第4条 選挙管理委員会は、定員3名以上とし、毎年4月上旬までに理事長が理事会の承認を得て正会員の中より指名する。

(選挙管理委員長)

第5条 選挙管理委員会委員長は、委員の互選による。

2 委員長は、理事長、監事、理事の選出等、選挙に関する一切の管理運営に当たる。

## 第3章 理事長

(選出方法)

第6条 次年度理事長は、原則として選挙によって選出される。

(選挙権)

第7条 本会の正会員は、すべて選挙権を有する。

(被選挙権)

第8条 原則として、正会員として在籍4年以上の副理事長経験者、または在籍4年以上の委員長（事務局長）及び専務理事双方を経験したものは、すべて被選挙権を有する。

(推薦者の資格要件)

第9条 被選挙権を有する会員が、次年度の理事長の立候補者となるには、入会后1年以上の正会員5名以上の推薦を必要とする。

(立候補)

第10条 立候補者は、立候補届出書に本人氏名及び経歴等必要事項を記載し、推薦者名簿を添えて、毎年4月末日までに選挙管理委員会へ届け出なければならない。

(投票)

第11条 複数の立候補者があった場合は、投票によって当選を決する。  
2 投票は所定の用紙を用い、無記名单記投票とする。投票日時及び投票場所は、選挙管理委員会委員長が告示する。  
3 対立候補者なき場合は、投票は行わず、無投票当選とする。

(選挙の成立)

第12条 選挙は正会員の3分の2以上の投票により成立する。

(当選必要票数)

第13条 当選は、有効投票数の過半数を必要とする。但し、立候補者の得票数が過半数に満たない場合は上位2名に対して決選投票を行う。

(理事長選考委員会)

第14条 4月末日までに立候補者なき場合、理事長は、理事会の承認を得て、理事長選考委員会を設置する。  
2 前項の構成委員は、第8条に規定する被選挙権を有する者全員と理事長経験者及び本年度理事長とする。  
3 理事長選考委員会は、理事長選考に関する一切の業務に当たり、委員長は委員の互選による。  
4 理事長選考委員会は、5月末日までに理事長選考を終え、選挙管理委員会へ届け出なくてはならない。

(総会の承認)

- 第15条 前条により、当選人が確定したとき、本年度理事長は、理事会の議決を得て、その氏名を総会に報告し、承認を得なければならない。
- 2 当該年度中は、これを次年度理事長予定者と称す。

#### 第4章 副理事長、専務理事、理事、監事

(副理事長、専務理事)

- 第16条 次年度の副理事長及び専務理事は、理事長予定者が指名し、理事会及び総会の承認を得なければならない。

(理事)

- 第17条 次年度理事は、次年度理事長予定者が、次年度直前理事長、副理事長、専務理事及び監事予定者を除く正会員の中より指名し、理事会及び総会の承認を得なければならない。

(監事)

- 第18条 次年度監事は、選挙管理委員会の管理の下で当該年度理事長、次年度理事長、副理事長、専務理事及び理事予定者を除き、選挙時において理事経験者の正会員の中から無記名投票で選出選挙し、上位定数をもって決する。
- 2 前項にかかわらず、監事は特別会員を候補者とするを妨げない。
- 3 原則として、次年度卒業予定の正会員を監事とする場合、任期は卒業年度とその翌年度とする。なお、再任することを妨げない。
- 4 監事について、2年の任期が満了した後、正会員として1年以上の期間が残っている者については、再任することを妨げない。

#### 第5章 委員長

(委員長の選任)

- 第19条 次年度委員長は、次年度理事長予定者が、第17条の理事の中より選任する。

#### 第6章 役員及び委員長の補充選任及び任期

(副理事長、専務理事、理事、委員長)

- 第20条 本規程によって選出された副理事長、専務理事、理事及び委員長に欠員が生じ、その補充の必要が生じたときには、当該年度理事長が理事会及び総会の承認を得て、正会員の中より指名によって選出し補充する。

- 2 副理事長、専務理事、理事及び委員長の補充を行った場合には、当該年度理事長は、それ以後の最初の例会において選任に関する経過の概要を説明しなければならない。
- 3 後任の役員及び委員長の任期は、従前者の任期が満了するまでとする。

(理事長、次年度理事長予定者、監事)

第21条 理事長、次年度理事長予定者及び監事に欠員が生じた場合、その補充選挙方法については、本規程の選出方法に準ずる事を原則として理事会の決定による。

- 2 理事長、次年度理事長予定者及び監事の補充を行った場合、総会の承認を得なければならない。
- 3 前項の任期は、従前者の任期が満了するまでとする。

## 第7章 雑則

(規程の改廃)

第22条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。

### 附則

本規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

令和6年08月09日 改定